

令和5年度 第3回 千葉市地域自立支援協議会 運営事務局会議【議事録】

日時:令和5年9月28日(木)14:00～

場所:稲毛保健福祉センター 大会議室

参加者※敬称略、順不同

中央区基幹相談支援センター 管理者 伊藤佳世子

花見川区基幹相談支援センター 管理者 近藤秀登

稲毛区基幹相談支援センター 管理者 井出孝子(事務局)

若葉区基幹相談支援センター 管理者 伊藤正彦

美浜区基幹相談支援センター 管理者 藤本真由美

緑区基幹相談支援センター 管理者 由良亮人

(福)ワーナーホーム鎌取相談支援センター 施設長 末永慎介

(特非)ひだまりメープルリーフ 運営管理者 高柳佳弘

千葉市ひきこもり地域支援センター 事業責任者 平田智子

千葉市発達障害者支援センター 所長 仲村美緒

千葉市障害者就業支援キャリアセンター センター長 藤尾健二

保健福祉センター 若葉区高齢障害支援課 障害支援班 主査 小川美由紀

保健福祉センター 美浜区高齢障害支援課 障害支援班 主査 西村直樹

障害福祉サービス課 施設支援班 主査 北田幸一

障害福祉サービス課 施設支援班 主査 北島岳彦

欠席

(福)千葉市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域福祉推進班長 鈴木信知

(福)ワーナーホーム 鎌取相談支援センター 施設長 四方田清

トータル介護サービス千葉営業所 所長 土屋昌行

障害者自立支援課 企画班 主査 小澤博太郎

障害者自立支援課 給付班 主査 藤崎直樹

障害福祉サービス課 指導班 主査 荒井拓

精神保健福祉課 精神保健福祉班 主査 窄口光和志

1. 千葉市地域自立支援協議会(資料①)

・各区地域部会の報告

中央区)市立養護の先生から夏休みに体験や短期入所を利用した方の報告や、防災の話があり千葉市で行っている個別避難計画作成を基に行っている避難訓練の話などしている。

花見川区)いろいろ試行錯誤の中で構成を変更。委員から自身の仕事や地域づくりの観点でお話をいただき

ている。花見川団地出張相談を企画。あんしんケアセンターの地域ケアに参加した際に、団地の特性もあり外国人、独居、障害のケースなどがおり、一生懸命やっているがどう伝えたら良いか、行政など含めてどうやって行ったら良いかが出て、あんしん、UR、生活自立、基幹とで出張相談をやってみようとなった。(3 委託事業のうち地域包括で) 行政の方も来てくださる予定。支援者支援をやっていることもお伝えしている。地域部会でも地域作りと言うことでお伝えしている。

若葉区) ヘビークレームについて皆様からご意見をいただいている。事例の共有、検討も行っている。①要介護 2、軽度認知症がある母、知的障害がある長男のケース。②母子家庭、発達に心配があるお子さんがいる世帯。養護教育センターの関わり等についてご意見をいただいている。

緑区) 運営事務局会議の報告から、医ケア、拠点事業、行動障害について考える会の報告をしている。新たな試みとして、緑区を中心とした児童系通所事業所意見交換会を開催。年少人口が多いため、児童発達や放デイの相談が多い。区全体として事業所同士が連携する必要もあり、開催した運び。今後も開催してほしいと要望をいただいている。養護学校の先生からは通所事業所と学校の密接な連携が取れるようにという意見をいただいている。さらに、地域課題の取り組みとして、緊急対応に関する事例を紹介。今後も、地域課題の把握が出来るように、事例を通して貴重な意見をいただいきたいと考えている。

美浜区) 福祉事業所が少ない区ではあるが、GH や児童発達事業所が開所しているので紹介。事例検討を実施。ご両親、子のケース、ご家族全体に課題がある。多角的にご意見をいただいている。児童系の集まりについても報告。委員の中で、地域部会とのかかわりを作っていきたいとご意見があり、児童系の集まりに関しての幹事会も発足。10 月から幹事が交代で地域部会に参加して繋がりをつくっていく。

稲毛区) 地域課題の抽出というところで、訪問看護事業所から事例をあげていただいた。ご本人に病識がなく、現実検討能力の低い、本人の希望にそぐわない場面が多いケースについて話し合っている。警察介入や入院複数回ありのケース。どう支援をはめるかというよりは、どう寄り添っていくか委員の皆さんからご意見をいただいている。

2. 医療的ケア児等 CO 会議

- ・医療的ケア実態調査の内容について
- ・個別避難計画の作成説明会(資料②③)

中央区) 実態調査を行った。8 月末時点で 367 の回答が届いている。前回の集計よりも実態に近い数と言われている。今後のまとめ方などは検討会で決めていく。個別避難計画については、説明会を予定。重症心身障害や医ケアに関しての個別支援計画の作成は、防災課から相談支援専門員にお願いしたいとのこと。今年は、説明会に 7 事業所へお声掛けして、防災課から契約などについてお話しをしていただき、作成していく予定。

③受け入れ事業所の交流会を行うことを検討。12/5 に意見交換を予定。

3. 地域生活支援拠点事業

- ・メーリングリストの活用について

中央区)メーリングリストの活用を勧めている。グループホームの体験利用をしたい人などが対象。今後も活用して、進捗などご報告させていただく。こころの健康センター、キャリアセンター在職者交流会でも拠点事業のお話をさせていただいた。

藤尾氏)年4回程度開催している在職者向けの勉強会・交流会で、9/10に拠点事業の説明をしていただいた。働いている方にGHでの生活などに関心をもってもらうため。ご本人、親御さん含めて90名弱ご参加いただいた。理解の度合いはそれぞれだが、支援者が間に入って説明することで、興味関心を持ってもらえたと思う。

中央区)サービス使ってなく、手帳を持って働いている方が対象だったが、すでに7名程体験をやってみようという方がいる。今後役所にもご相談が行くと思われるので、よろしくお願いします。

4. 行動障害を考える会

・コアメンバー募集、選出による運営の報告

・強度行動障害スコアに基づく当事者・家族へ実態調査(アンケート)実施予定と国方針が示された中で、市に協力し課題抽出と施策に繋げる提言など出来るように努めたい。(資料④)

花見川区)9/20に定例会を開催。アンケートを本格的に進める。国の方針でも、自治体で支援が難しい方を対象にアンケートを取りなさいと示されたことで、通所事業所を通してのアンケート配布・回収を考えていたが、行政から配布・回収として、実態や欠けていること等の把握が出来たらと考えている。この会議を運営していく上で、コアメンバーを設けようと考えている。

緑区)アンケートに関して補足。昨年度9月末の時点で受給者台帳にのっているスコア15点以上の在宅で生活をしている174名を対象に調査を行う。市とも共有をしながら行っていく。行動障害を考える会ではコアメンバーでも会議を実施。細かい項目など検討している。高柳さん、エルピザの里 太田さん。メンバー追加。

花見川区)県の発達障害者支援センターにも次回から参加していただく予定。

北島氏)医療的ケア児の実態調査と同様で、市からお知らせをする予定。先日の行動障害を考える会で、当事者・ご家族への調査票のアプローチの配慮が必要と意見をいただいた。

5. にも包括事業

・地域移行支援手順書作成・病院研修を実施。地域移行のプログラムの活用の充実、病院研修継続

・広域アドバイザー横浜市の取組を参考に意見交換

・今後は地域定着を中心に進める

花見川区)地域移行手順書を作成して、中村古峽記念病院との研修会を実施。病院の医師を含めて、地域移行にはどのくらいの手順や時間がかかるかご理解いただくという意味もある。今後は地域定着を中心に進めていく。また、8月に連携アドバイザーに横浜市取り組みについて伺っている。

末永氏)にも包括では分科会が3つある。地域移行の実践の分科会、広報の分科会、ピアサポートの分科会に分かれている。実践部隊(進め隊)は、地域定着に課題をシフトしていこうとしている。地域移行は入院している方を支援していくため、一部の特定の事業所と特定の病院のイメージになってしまっている。実際は、地域移行の件数は少ないにしても、精神障害の方が多く地域で暮らしている。支援し

ている人もたくさんいらっしゃる。そういった人たちの声を拾いきれていないなど感じた。地域で支援をしている方々の課題感などもご意見を聞くことで変わっていく。福祉だけの問題ではなく、医療との連携をどうするのかというところでは地域移行の観点も出てくる。

現状の進め隊だと、毎月 10~15 人参加。10/10(火)AM に「支援を広げてみよう」という研修会を開催。行政からの発信で、障害福祉の事業所や訪問看護、医療含めてお声掛けしている。

6. 就労部会

・意見交換会の開催について(資料⑤⑥)

藤尾氏) アンケート結果を基に、事業の集まりの場を設けようとしている。10/4 就労継続支援B型、10/24 就労移行でお声掛けしている。9月の就労部会では、就労継続B型事業の集まりでお話しをいただき、千葉県障害者就労事業振興センター緒方氏と打ち合わせをし、工賃向上や本質的なお話しをいただく予定。当面は集まりの場、横のつながりを作り、顔が見える関係を行っていく。ゆくゆくはより良くするための勉強会になっていけたらと考えている。千葉市は人口が多く、事業所数も多い。何か起きてから問題提起をするのではなく、悪い者が入り込まない地域を作っていくために、皆で考えて土壌作りをしていく。

稲毛区) 地域の事業所からは今までこういった機会が無かったので有難いと、お話しをいただいている。

7. 同行援護の事業所数が足りないことについて

・同行援護の制度と千葉市の事業所数と利用実績(資料⑦)

・同行援護の制度と千葉市の事業所数と利用実績の【意見】について(資料⑧)

中央区) 今までは移動支援がやってきたことが H23 年度に同行援護でやっていくよう移行。その後、同行援護の資格が厳格化されてきた。今まではヘルパーなら出来るというものが一般過程の同行援護の従事者研修を 20 時間受けなければならない、サービス提供責任者には応用過程で 30 時間の研修が必要など移行が難しい。H31 年の報酬改定で、一般課程・応用課程で資格がない人は支援が出来なくなった。身体あり・なしで報酬が分けられていたものも撤廃となっている。厳格化した割に報酬が下がったため、H27 年には 82 事業所あったが、2 割減になっている。

同行援護利用者数の動向について。ヘルパー事業所数が 2 割減っている中で、利用希望は微増。コロナ禍は減っていたが、今年になってからまた希望が出ている。計画相談が同行援護の事業所を探しても見つからず、基幹相談支援センターにもご相談が入っている。

計画相談支援事業所 73 事業所へアンケートを送ったところ、同行援護の事業所探しをしたことがあると答えた事業所が半分程度。その中で、同行援護の事業所を探せたか探せていないかでは、半数近くが探せていない、もしくは探せたけれども希望通りではないと答えている。探しづらいということでは、家事援助のみの居宅介護も見つかりづらい。短期入所よりもそれらが上にあるのは意外なことだった。

高柳氏) 訪問介護事業所として率直な意見を求められているため、障害福祉サービス利用事業所連絡協議会、市外の事業所にご協力いただき情報収集をして意見をまとめた。このままだとヘルパーが悪者

になってしまう印象。ヘルパー事業所も好きで断っているのではなく、現状受け入れが出来ない実情であることをご理解いただきたい。

意見の抜粋で、ヘルパーの高齢化が進み受けられない。資格が無いと出来ないのに単価が低い。家事援助のみの依頼は断られている。通院等介助も身体なしだと断れているなどの報酬面の話題が出ている。報酬が出ているのに受けられないのはどうしてだろうって計画相談は考えているだろう。ヘルパーがどのくらいの収入で仕事をしているか。ダントツで、移動①移動支援(身体介護あり)となっている。移動②は移動支援(身体介護なし)だが、ダントツで低い。5時間やっても8,300円にしかない。身体介護なしの人を正社員が受けると、1万円分の人件費を別のところで稼いでもらう必要がある。アルバイトなら良いが、正社員・嘱託職員が支援を行うのは難しい。

通院①通院② 通院や役所などに同行するもの、同行援護もこれに近い。同行援護と居宅介護との違いは、要件を満たせば従業者にはなれる。現場の人間からすると、もともとヘルパーを持たず、同行援護をやってもらうのは無理な話。ヘルパー資格の上で、同行援護資格をとってもらうので、通院等介助の身体ありと同条件でないのは難しいという率直な意見。

どういう風に収入を得ているのかというのは、一般的な居宅介護事業所は、身体介護 1.5~3 時間を 1 日に 2~3 回受ける。その他に家事援助や移動支援等を受けて対応している。その組み合わせで支援を組み立てていく。当法人は移動支援と行動援護を行っている事業所であるためこれには該当しないため、料金体系が異なる。黒字の部分移動支援②の赤字になっているところに充てて運営している。居宅介護の報酬で移動②、通院②、家事援助で赤字になってしまうので新規を受けられない。

同行援護では、報酬以外で利用者からの過剰要求についてもヘルパー事業所から意見があがっている。事業所を探せたが…とあるように、サービス提供の実際の内容以外に、ヘルパー支援の内容やそれ以外に対して苦情や要求が多くヘルパーが入れなくなってしまうことがある。視覚障害の方で、音の大きさが色々誤解を与えてしまうことがある。掃除の音が大きく「物を壊した」など疑いがあり、説明をしても「嘘をついている」など苦情が入ってしまうなど。一部の利用者さんとは聞いているが、この割合が多い。

出来ない尽くしてお話しを終わらせないよう、今後どうしたら事業所側で対応が出来るか考えている。令和 5 年第 36 回 障害福祉サービス等報酬改定検討チームで、障害支援区分割合で、同行援護区分無し 33.5%となっている。区分なしでの利用は認められているが、多すぎるのではないかと。区分 1 2.1%、区分 2 8.2%、区分 3 30.8%と跳ね上がることから、同行援護は支援区分 3 以上、区分 4 以上、同行援護従業者一般研修の他に、同行援護盲ろう者向け通訳介助員の資格を取ると 25%報酬が上がる。

支援区分については、区分無しで利用されている方も多いので区分を取っても 1、2 で済む人も多いかと思う。視覚障害の方は、支援区分のわりには仕事が出来ている人もいる。利用者負担が発生する可能性もあるため、区分無しを選ぶ人も居ると考えられる。長期間、区分なしでサービス提供されている方には、相談支援から適切な区分取得のご案内をしていただきたい。また、同行援護に限らずだが、サービス外の要望が出ていることについて、同性介助の原則に基づいたサービス提供や、性格に関する指摘などはサービス提供に繋がらないデメリットの可能性のあることについて、サービス前にしっかり説明をしていただきたい。また、家族の過剰要求も実際あるので、同じようにサービス提供が難しくなることがあるため、相談支援専門員からご説明していただきたい。少し前向きなお話

しが出来るのではないかなと思う。

あとは市に対して。移動支援や通院等介助については、同行援護よりも報酬が低い。研修を受けて資格を取った者でしかサービス提供が出来ないということを見直すとか、報酬そのものを見直すとか、サービス構造について国に抜本的改革を強く訴えてほしい。

平田氏) ヘルパーのご苦勞が本当に大きい。現在カスタマーハラスメントも問題になっている。人がいないことと待遇の両方考えないと解決が難しい。分析を読んで大変勉強になった。

末永氏) 計画相談をやっていて、移動支援や行動援護、通院等介助も、あまり報酬を理由に断られたことがあまりない。人員が問題なのかなと思っていた。報酬が原因であれば、今回に限らず色々な場面で訴えてほしい。日々の相談の中でも理由も添えていただきたい。ヘルパーだけの問題ではないので、地域課題としてより挙げて行けると思った。

話しは逸れるが、にも包括の立場としては GH が過剰な数字かと思う。空きがあるくらい開所されていて、ニーズも顕在化しているなかで、探しづらいが 22.9%となっている。地域移行としては、一人暮らしをする時に、ヘルパーや自立生活援助など必要になる。ヘルパーはニーズが顕在化しているので探しやすいが、自立生活援助は 5.7%となっている。緑区には自立生活援助をやっている事業所が 3 か所のみ。ニーズが低いのか、必要とされていないのか、潜在的には必要だけど対応する所がないのか。にも包括の立場としては、地域で生活をしたい、多様な選択肢から選びたいとしても、対応出来るヘルパーがいないから一人暮らし出来ません、なので GH ですよと当然のようになってしまう。他人ごとではない課題として声をあげていきたい。

稲毛区) 同行援護だけではなく他の事業も探しづらさがある。高齢障害支援課で感じるところはあるか。

小川氏) 短期入所の特に児童は見つからないことがあると連日聞いている。計画相談からも相談をいただくことがある。サービス課に聞いてみても、事業所と本人の契約になるため、事業所が受けないと判断できてしまう。そのため窓口で探せないのは児童短期が多い。成人の短期が見つからないというはあまり聞かない。

西村氏) 美浜区においては、事業所が見つからないと話しはあまり聞かない。美浜区ではずっとなじみの事業所に支援してもらっていて、更新している人が多い。新規で同行援護を使いたいという人がいない。今回の話しを聞いて新鮮な思い。ここはあるなって思ったのが、障害支援区分がないという人が圧倒的に多い。高齢者だと典型的。介護保険サービスで足りない部分をまかない、同行援護だけ障害福祉サービス使う人は区分を取っていない。盲ろう者の方や、障害支援区分 3・4 があると報酬加算がつく。こちらから「とりませんか?」とは言えないが、日々考えながらやっている。区分無しは高齢者、区分有は若い方の印象。

稲毛区) 同行援護の事業所が見つからない人は移動支援でカバーすると聞いたことがある。

西村氏) それはあまり記憶にない。その代わりに、行動援護でそういうパターンが多い。ルール上は行動援護が優先だが、事業所が見つからないから移動支援も併給している人もいる。

小川氏) 若葉区も古くから同行援護を使っている方が多い。新たに使いたいというより、使いたい量が足りてない、事業所で対応出来ないなので、不足分を移動支援で使えないかというご相談を受けたことはある。

中央区) どうして探せないのかという当事者の声が大きく、計画相談員のスキルが責められることがある。長時間支援が出来ないとお断りした事業所へ苦情が入っているとも聞いた。なかなか長時間支援を受けづらい実情がある。矢面に立つのが、計画相談員やヘルパー事業所になってしまうのは負担が

大きいと思う。ヘルパー単独の問題ではないし、計画相談員が探すスキルがないという問題ではないと言うのを明らかにしたかった。また今年度から、同行援護のカリキュラムが厳しくなり、さらに令和7年にも厳しくなる。この段階でさらにハードルが上がるのは大丈夫なのか気になる。色々ご意見ありがとうございました。

高柳氏) 報酬面での課題は強く言ったが、最後に載せた利用者の過剰要求や苦情の方が事業所数の減少に繋がっていると思う。報酬面は新たに参入する時には課題になっているが、今ある事業所数が減っているのは過剰要求や苦情が影響していると思う。支援を受けているからこそ矢面に立ってしまう。一緒に悩んでいただけると有難いと思う。

花見川区) ヘビークレームの話に繋がるが、正当な要求か理不尽か、それを誰が判断していくのか。共有していかないと見えなくなってしまうと感じる。

稲毛区) 前回の運営事務局会議で若葉区からヘビークレームについて話題があった。千葉市障害福祉サービス課から問い合わせをさせていただいているがその返答については、次回の運営事務局会議で報告させていただく。

北島氏) 高柳氏の資料の最後で国に抜本的な報酬の見直しをと記載があったためご報告。千葉市は政令市の会議で、国に要望を出している。他市でも同行援護の事業所数が減っていて課題に挙がっているため共有している。ここ数年で、同行援護について資格に見合った事業所が参入しやすい報酬形態にさせていただくよう要望している。引き続き要望していく。

稲毛区) 利用者の不利益になってしまっているため、今後も課題整理をしていきたい。

8. 普通学校(小学校・中学校)と児童系通所事業所の連携について

- ・普通学校と連携をしたくて事業所側から連絡をしても理解をされない。
- ・普通学校に児童系通所事業所との連携の啓発をして欲しいという声がある。
- ・行政に連絡をしたら、基幹相談支援センターに相談をして、と言われたとのこと。なにかやれることはないだろうか。

中央区) 各区で児童系事業所を集めて意見交換会を実施。特別支援学校との連携は非常によく出来ている。しかし、普通学校にケース会議や情報共有など連携を依頼すると「業者さんにはお答え出来ません」と言われてしまう。事業所としての療育の在り方など普通校などには理解されていないのではないかとのご意見あり。保育園に児童発達支援事業所が迎えに行くことがあるが「勝手に子どもを連れて行っておやつを食べさせて帰ってきて、何をしているかわからない」という意見もいただいている。そういったこともあり、理解を促せないかという意見が出ている。我々も放課後等デイサービスや普通学校と特別支援学校との会を催しましょうと教育支援課に行き声をあげているが、一校も来ていただけなかったことがない。教育委員会の方針として、障害福祉サービスとの連携が難しい実情があるのだと思う。市を経由して通さないと難しいため、連携をお願い出来ないかと思いついていただきたくて挙げた。

仲村氏) 令和3年度に養護教育センターが学校・放課後等デイサービス連携シートなどについてのアンケートを取っている。事業所側の意見としては、書類上の連携だけではなく実際の連携を希望すると、連携に積極的な事業所もあるが、要望はないや連携シートの作成は負担になるなど消極的な事業所が大多数を占めている。連携にあたっては消極的な事業所の協力をとることが課題だと改めて判明

している。学校としては、放デイを利用する児童が増えている。特に送迎サービスを利用する児童が多いが、把握している学校が80%、把握出来ていない学校が19%、安全な引き渡しや確実な連絡をとるためにも、連携の目的などを周知してほしいなど意見が出ている。連携シートは一応あるが、中身と言うより送迎を把握したいなど安全の確保が優先。誰か分からない人が学校にきて児童を連れて行ってしまうのは困るという印象。内容の前にまずそこからのスタート。そもそも連携シートを出すのが面倒くさいと言う事業所もある。連携の難しさを感じる。そもそもの安全確保の送迎の段階で出来ていないので、中身にまで至れない。個別の教育支援計画はだいぶ浸透してきている。子どもルーム、アフタースクールの方が、個別支援計画の浸透や連携が出来ている印象。昔から、教育と福祉の連携を取ることが難しく、「学校ではこうしたい」「放デイではこうしたい」という思いがありすり合わせが難しい。意見が対立してしまい上手くいかないこともある。

当時、障害福祉サービス課からも「やっていかないといけない」という意見が出ていたが、市としてやっていくのか草の根的にやっていくのか。個別の教育支援計画(幼保版)は、前面に障害を出していない。その子の得意不得意、こういう支援をすると良いですよというのを出しているの、親御さんも学校に持って行きやすい。トップダウンでやりなさいではなく、これって有意義だねという風に広めた方が良いのかなとも思う。

花見川区) 放デイでは特別支援学校には毎日お迎えに行くが、普通学校には週に数回程度。特別支援学校の先生からはその日の引継ぎがあるが、支援学級は「はいどうぞ」で終わってしまうこともある。

藤尾氏) 放課後等デイサービスにマイナスイメージを持っている先生もいる。相互理解が進んでいない、中身が見えてないところも根本的な要因だと思う。

中央区) 連携をせざるを得ない状況ではある。連携シートは事業所側は知らない人が多かったと聞いた。そうすると事業所の努力でどうにかなるわけではない。教育委員会や部局との連携が必要だと思う。

北島氏) 指導班の担当に共有しておく。改めて令和3年度の特別支援連携協議会も確認しておく。

仲村氏) 連携は必要だと思っているが、相談者で色々なところに相談しているが「学校にだけは絶対に言わないで」と言う人も居る。連携を取りたいけれど、親御さんの思いも拾わないといけないところ。「なんでこんなことまで聞かれなきゃいけないの?」とその人の生活が丸裸になることを嫌がる発達障害の人も居る。根掘り葉掘り効かれない気持ちも分かる。連携ってその子にとっても良いことだが、診断が出ていないけれど児発、放デイ使うお子さんもいる。療育を習い事感覚で使っている人も多い。福祉との連携の際に「うちの子は障害じゃない」と言う人も居る。特に、普通学校の親御さんはまだ障害の受容が出来ていない人も多い。

花見川区) 特別支援学校の先生は家庭のことをよく知っているが、普通学校の先生は知らないこともある。特別支援学校の先生から親御さんへ働きかけをすることはあるが、一般の学校ではあまり無いと思う。親御さんからしたら色々聞かれて…という思いがあると思うが、温度差がある。

稲毛区) 基幹では家族全体サポートすることも多い。

若葉区) 不登校のお子さんで放デイ利用をしているケースについて計画相談から話しがあった。福祉と教育の相互理解が進んでいない時、支援学級の先生から「不登校だけど、相談員はどうして何もしないのか?」と連絡が入ったとのこと。

緑区) 普通学校との連携について。県外から来たケースで情報共有の段階で難しさを感じた。子どもルーム、放デイとの連携もスムーズにいかなかったこともあり、連携は大切だと感じている。

美浜区) 要対協などは区が引っ張ってくれていることもある。支援級などで学校が困っている時は、相談をい
ただいて基幹も介入することがある。学校で問題がないケースは、外部と連携を取ることが難しい。
稲毛区) 福祉も会議などに参加して周知をしていく必要もあるし、行政の力もお借りして広めていく必要があ
る。

9. 令和5年度千葉県相談支援従事者研修事業

・インターバル研修について

稲毛区) 報告事項。令和2年度から相談支援専門員制度が改定。県では今年度から変更。初任者研修、現
任研修、主任研修があり、初任者研修と主任研修は時間数が拡充かつインターバル研修が追加。
現任研修は各区の地域部会に参加をしてレポートの提出を行う。

10. その他

藤尾氏) 研修について日程が被っていることがある。市全体にお声掛けをする研修については日程が被らな
い方がよい。次年度は基幹から周知、企画するものについては、年間で話しがあると有難い。共同
開催などでしっかり人が集まるように、負担なく効果的に開催していただける方法を検討してもらえ
ると有難い。

稲毛区) ご意見ありがとうございます。ネットワーク会議にて確認をしていきます。

中央区) 子どもの短期入所が見つからないという問い合わせが多い。その都度、子ども家庭課にも相談して
いるか確認している。障害児を受け入れている児童家庭支援センターもある。障害福祉サービスの
短期入所は成人の事業を使うことになるため、児童の部局とも相談をする必要がある。

小川氏) 子ども家庭課から相談が入り、障害があると受けることが難しいからと相談が戻ってくるパターンもあ
る。子ども家庭課を通してない物は通したいと思うが、障害がないお子さんも短期入所の希望があ
り、受け入れ先が見つかりづらい。そのため「障害でどうにかならないか」という相談もある。

中央区) 児童家庭支援センターは泊まりは難しくても日帰りに対応してくれることもある。子ども家庭課を通し
てやりとりしている。短期入所の場所を探すだけが基幹の仕事ではなく、理由を探る必要がある。児
童の部局と連携をとる必要があり、それぞれでアセスメントを取っている状態。本来は、児童福祉法
が優先であるため、子ども家庭課が優先。になると思うが、現状はこちらが優先になってしまっている
と感じている。

小川氏) 障害児だと「出来れば障害福祉サービスでどうにかならないか」という相談が多い。出来る範囲で努
力はしているが、なかなか上手くいかないところがある。児相も含めて行政で話し合いが必要。

平田氏) 児童福祉法が優先になると思うが、障害は別なのか？

小川氏) 緊急度などを考えると障害が優先に依頼されることもある。知的障害を伴っているケースなどは、児
童家庭支援センターなどで何泊も宿泊をすることが難しい。そのため、障害の方で何とかならないか
と検討することがある。なかなかすぐにこれというものがない。児童福祉法が優先されるのは分かる
が、資源の数に限りがある。その中でやっていく上で、障害の方で検討してもらえないかと言うところ
もある。

花見川区) 見相経由で緊急の相談が入ることがある。成人の施設に児童が入ってくるのは、どちらも違和感がある。児童同士の方が良いのか、障害の程度はどのくらいなのか、施設側がどこまで細かく見れるのかもある。一律で障害があるからという理由だけではどうなのかということもある。

小川氏) 障害があるからではなく、障害が良いのではないかということがある。

中央区) 見相経由でやむを得ない状況で使いたいのと、定期的に使いたいというケースでは異なる。どうして定期的に遣いたいのか等、児童の部局からのアセスメントを取らずに契約してしまうことに違和感もある。

小川氏) 相談をしながらやっていきたい。

【今後の予定】

次回、運営事務局会議事務局は中央区基幹相談支援センター

令和5年11月22日(水)